

奨学金制度の充実等を求める意見書

昭和50年代以降、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の高等教育の学費は世界で最も高い水準となっています。家庭における教育費の負担が重くなり、大学で学ぶために奨学金を必要とする人は増え続け、今や大学生のおよそ2人に1人が何らかの奨学金を利用している状況にあります。

独立行政法人日本学生支援機構による大学生等を対象とした奨学金は、我が国の公的な奨学金制度の中心となっていますが、海外留学のための奨学金を除くと貸与型のみであり、その7割以上が年3%を上限とする利息付の第二種奨学金となっています。

近年、奨学金の貸与者数及び貸与金額が増加を続けるとともに、大学卒業後も返還が大きな負担となっています。同機構が行った調査によれば、奨学金の返還を3カ月以上延滞している人のうち、半数近くが非正規雇用または無職等で、約8割が年収300万円未満の生活を余儀なくされています。

こうした中、同機構は、返還が困難な場合の救済手段として減額返還や返還期限の猶予などの制度を設けていますが、適用の要件が厳しく、また、返還金の回収も大きな問題となっています。

よって、国会及び政府は、学習意欲と将来の目標を持つ若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、みずから学業に専念できる環境をつくるため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
2. 授業料減免など自己負担軽減制度を拡充するとともに、返還期限の猶予や減額返還など既存制度の周知、拡充を図り、無利子奨学金制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月27日

枚方市議会議長 大塚光央

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

文部科学大臣